

福祉まちづくり部会

『バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの課題』

1 国のバリアフリー法、全国自治体の福祉のまちづくりの方向性について

国のバリアフリー法は大規模な施設を対象に、全国各自治体の福祉のまちづくり条例は、地域の施設のバリアフリー化を図るためのものであるが、高齢者や障がい者が身近で利用する小規模施設においては、条例にもかかわらず、旧態依然とした状況であることは否めない。ハード面の画一的なバリアフリー化に留まらず、ハード面を含む、新たな分野として、明確な目標を持つ、観光バリアフリーや国際化を意識したバリアフリー化を推進しなければならない。兵庫県は全国初の福祉のまちづくり条例を施行した地であり、この地から、第二の福祉のまちづくりの波が起こることを期待したい。

2 条例にかからない身近な小規模店舗や施設について

高齢者も障がい者も普段の暮らしでは、大規模施設よりもむしろ、身近な食堂や店舗など小規模施設の利用頻度が高く切実であり、ハードとソフトを組み合わせた柔軟な対応により、誰もが利用できる施設を増やしていく必要がある。地域の状況をよく知る住民や、そこに住む建築士が加わる形で自治体と共にフォローする体制やシステムを検討し進める必要がある。

3 新たな分野（ハードからハードへ、観光バリアフリー、インバウンド、国際化）

欧米のバリアフリー先進国に比べ、日本はハード面では先端のバリアフリー環境にあると言えるが、ソフト面の対応は十分でないように思える。ソフト面対応で最もわかりやすいのは、自然な声がけ手助けであり、シャイな日本人はその一歩が踏み出せないでいる。小中学年期の学校教育が大切と言われるが、障害児・者を含む、子供から大人まで加わった様々な店舗や施設のバリアフリー点検会などによる、体験の機会を通じて学ぶ必要性が高く、環境整備に取り組む建築士からの発信も大きな役割だと言える。

最近話題の観光バリアフリーは、【移動のバリア・言葉のバリア・情報のバリア・心のバリア】を取り除くことにより、観光地や名物料理のある飲食店などを高齢者や障害者に、おもてなしの気持ちで、どうしたら行けるか、どのように伝えるかという視点で、情報提供と環境整備を行うもので、それにより、観光客の増加による経済効果や、自治体内のバリアフリー化が進むという展望も生まれ、全国各地に観光バリアフリーツアーセンターが設置されてきている。このような状況を踏まえ、地域の建築士も、環境整備の専門家として積極的に参加していく必要がある。

4 自治体と多様な人達、建築士・専門家が連携で取り組む、やさしいまちづくりの推進

兵庫県の「福祉まちづくりアドバイザー（登録）」による『チェック&アドバイス制度』は、利用者（障がい者を含む）の立場での視点、建築・福祉等に関する専門的な視点から、既存や新設の施設の設計時や竣工時に点検・助言を行う制度で、毎年 15 件ほどの制度活用の事例がある。全国建築士会においても、このような制度の他、自治体と共に連携してバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための積極的な検討が必要だと思われる。

5 共に生きるインクルーシブな社会を目指して

全ての人々が、地域で共に生活できるインクルーシブな共生社会を目指すために、建築士も地域の一員として、地域に根ざした活動に加わり、共に活動することにより、人を知り、生活を知り、共に助け合い、建築士として力になれる時にはその専門性を活かし、地域のためにならんことを願う。

「福祉のまちづくり」 観光から日常へ

京都府建築士会 ハート&ハード研究会 座長 村松徹也

1. 「福祉のまちづくり」と京都の寺社

- ・1990年代、「福祉のまちづくり条例」が全国に広まった。現在、全都道府県で条例施行。
- ・1995年、全国で6番目に条例制定した京都府では、初めて「寺社」を対象に加えた。現在でも「寺社」を対象としている府県は5つのみ。
- ・2017年、20年ぶりに京都府建築士会で、寺社のバリアフリー状況を再調査。進んでいる寺社と昔のままの寺社に大きく分かれた。

2. 寺社のバリアフリー化の難しさ

- ・条例対象といっても、観光で訪れる寺社は、大半が既存建築物。すなわち条例上「努力義務」
- ・寺社のバリアフリー化に対する府の補助も平成20年度から休止状態。
- ・観光事業者は、立場上、寺社にバリアフリー化の要求をしにくい。また「観光」という非日常性から人手による対応も「旅の感動」とされる。
- ・寺社の管理者は、すなわち宗教者。釈迦に説法。

3. 情報発信

- ・意外に知られていない京都の寺社のバリアフリー化の状況。全国大会での印象。
- ・必要とする人が訪れることこそ、バリアフリー化推進の道
- ・寺社のバリアフリー化の状況について、「使える情報」の発信を障害者団体との共同で。
- ・観光地における「人手による対応」は、日常のソフト対応の啓発・練習
- ・必要とする人が多く訪れれば、バリアフリー化の面的広がりや小規模施設への波及効果も。

4. 日常生活のバリアフリー化

- ・「観光」から「日常」へ。「大規模施設」から「小規模施設」へ。日常生活は近所の小規模施設
- ・日常の小規模施設を対象としたことによる条例審査窓口での軋轢
- ・条例の審査項目は全てハード整備。「京都府福祉のまちづくり条例」制定当初からの課題
- ・ポイントはソフト対応とその検証方法
- ・2015年4月「京都府障害のある人もない人

表：全国の福祉のまちづくり条例等の対象面積

対象面積 別の都道 府県 数 対象施設 の用途	京 都 府 の 対 象 面 積 (㎡)	京 都 府 よ り 対 象 が 小 さ い 都 道 府 県 の 数	京 都 府 と 対 象 が 同 一 の 都 道 府 県 の 数	京 都 府 よ り 対 象 が 大 き い 都 道 府 県 の 数
官公庁	0～	—	41	2
福祉施設	0～	—	43	2
病院・診療所	0～	—	37	8
店舗・百貨店	200	11	13	21
飲食店	200	10	14	21
理・美容	0～	—	6	39
サービス業店舗	200	16	9	19
公衆浴場	0～	—	5	40

(徳島県の資料をもとに作成)

も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(以下「いきいき条例」)の施行

- ・「不利益取り扱い」に対する「相談、助言・斡旋体制」の整備
- ・2018年4月、改正「京都府福祉のまちづくり条例」の施行。「ただし書きの明確化」によるソフト対応の位置づけ。

5. ハード整備とソフト対応の解る建築士を

- ・改正後の「京都府福祉のまちづくり条例」における但し書き適用は、半年間で23件。
- ・「いきいき条例」の相談件数のうち、「建物・公共交通分野」の相談は、2017年度で14件。ただし、大半は公共交通分野。
- ・相談員約250人は全て障害者。
- ・「京都府福祉のまちづくり条例」と「いきいき条例」の連携はこれから。
- ・ハード整備とソフト対応の解る建築士の育成と「福祉のまちづくり」への参画が求められる。
- ・京都府と同様の障害者差別解消と共生社会に関する条例を制定している府県は29。両条例を連携し、ソフトとハードで日常生活の小規模施設のバリアフリー化を進める第二の波を全国に

1. 宮崎市バリアフリー検討委員会

宮崎市では、2004年3月策定の「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」にあげられた「既存民間建築物のバリアフリー化」の課題について、「宮崎市バリアフリー検討委員会」の民間10団体と市役所4課（以下）において検討し、解決策として「観光バリアフリー」をテーマに2005年2月から2009年3月まで活動を行った。

- ① 財団法人「宮崎身体障害者福祉協会」
- ② さんさんクラブ宮崎市
- ③ 特定非営利活動法人「どこでもドアの会」
- ④ 特定非営利活動法人「障害者自立応援センターYA H! DO(やっど)みやざき」
- ⑤ 社会福祉法人「ゆくりアートステーションどんこや」
- ⑥ 宮崎駅前商店街振興組合
- ⑦ 宮崎商工会議所
- ⑧ 福祉のまちづくり推進リーダー（宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり学園卒業生）
- ⑨ 宮崎県建築士会宮崎支部
- ⑩ 宮崎公立大学金子正光研究室（情報科学）
- ⑪ 宮崎市（建築指導課、中心市街地活性化推進室、観光課、商工労政課）

高齢者や障害者の旅行者が訪れるのは観光地だけにとどまらず、宿泊施設や地域の飲食店、物販店なども対象であり、これらの施設のバリアフリー化を図る「観光バリアフリー」を進めることは、旅行者のみならず地域に住む人たちにとっても大きなメリットとなると考えた。

そこで検討委員会で、先進地や先駆者を招いての講座や観光地、交通機関、商店街等の点検調査活動を行い、高齢者や障害者が「行きたいところにどうしたら行けるか」をブログやホームページ、マップを使ってバリアフリーの情報提供を行うことで、高齢者や障害者の旅行者を増やし、民間施設のバリアフリー化推進の取組みを行った。

<http://miyazakikanbari.miyachan.cc>（ブログ）

<http://www.miyazakikanbari.com/>（HP）

そして「宮崎観光バリアフリーマップ～宮崎市編」（写真1）は2009年3月に3000部作成し、観光案内所や空港、駅などで無料配布した。このマップは、旅行者の観光ルート考えた内容で簡潔にまとめているので紹介する。



写真1 宮崎観光バリアフリーマップ

2. 観光バリアフリーマップの内容

- 1P「はじめに」 「宮崎市バリアフリー検討委員会の紹介」
- 2P「宮崎空港・宮崎空港駅」～BF内容と航空会社、行先
- 3P「宮崎駅」～BF内容と周辺施設、接続バス等
- 4P「宮崎市繁華街」～BFの店舗や飲食店の連絡先
- 5～11P「宮崎県庁」「宮崎神宮」「平和台公園」「宮崎県総合運動公園」「生目の杜運動公園」「青島・こどものくに」～園内施設の特色や行事、BF状況、アクセス方法
- 12P「バリアフリールームのある宿泊施設」連絡先
- 13～14P「障害のある人たちが働く飲食施設等紹介」
- 15P「編集後記・発行者連絡先」

3. バリアフリーの情報提供に必要なこと

- (1) 観光ルートのつながりを考えた情報であること
高齢者や障害者等の旅行者が空港から観光地、宿泊施設などつながりのある情報で施設利用や移動方法を伝える。
- (2) 利用者が判断できる情報であること
観光地としての魅力を写真や地図等を交えて、わかりやすい表現で、利用者自身が判断し、楽しめるように伝える。
- (3) 名物、安い、うまい、飲める情報は重要
宿泊先から楽しめる飲食店の情報は魅力である。
- (4) 情報は一方通行でなく、相談し選択できること
観光地を楽しむために観光バリアフリーの情報は、障害に応じて事前相談に応じる体制が必要である。

4. 課題

この検討委員会は、宮崎市福祉のまちづくり総合計画に基づき、宮崎市建築指導課において進められたが、この事業を引き継ぐところがなく、総合計画終了をもって終わる。

バリアフリー観光における建築士の役割

●バリアフリー観光という分野

- ・障がいのある方、高齢の方が安心して訪れることができる観光地をつくっていく取り組み
- ・バリアフリーに関する情報提供／ソフト面での対応向上／ハード面での対応の向上 など

●バリアフリー観光を推進する地域団体と、全国バリアフリー観光推進機構

- ・全国各地域で、バリアフリーの観光地づくりをしていこうという動きが10年ほど前より活発化している。伊勢志摩バリアフリースターセンターがこの分野の取り組みの先駆け。沖縄、松江、旭川などがそれに続いており、現在約20の地域でNPO、任意団体、株式会社等が取り組みの主体として活躍している。
- ・2010年にこれらの団体がネットワークする「特定非営利活動法人全国バリアフリー観光推進機構」が発足するとともに、毎年「全国バリアフリー観光推進フォーラム」を各地域で開催。代表は伊勢志摩バリアフリースターセンター理事長の中村元（はじめ）氏

●バリアフリースターセンターの役割、仕事

- 1) 地域の観光施設、宿泊施設、飲食施設、交通機関について、バリアフリーに関する調査の実施、調査を踏まえた情報提供（ネットから／紙媒体を活用／個別の問い合わせでの対応）
- 2) 施設職員、交通事業者職員等へのバリアフリー接遇研修
- 3) バリアフリー観光の啓発活動（セミナー、シンポジウム等）
- 4) 施設からのバリアフリー改修についての相談、アドバイス
- 5) バリアフリーモニターツアーの企画運営

●全国バリアフリー観光推進機構の各団体に所属する建築士

- ・伊勢志摩バリアフリースターセンター 建築士の中山さん
- ・ふくしまバリアフリースターセンター 建築士の佐藤さん
- ・トラベルフレンズとっとり（山陰バリアフリースターセンター） 建築士の前田さん
- ・プロジェクトゆうあい（松江／山陰バリアフリースターセンター） 建築士の田中、黒崎

●観光バリアフリー推進における建築士の役割

- ・バリアフリー調査の企画、実施、とりまとめ、情報発信
- ・バリアフリー改修のアドバイス ほか

●プロジェクトゆうあいについて

- ・障がい者の就労支援、障がい児の余暇活動支援に取り組む。バリアフリー観光は事業のひとつ。
- ・古本、パソコンのリサイクル、公共交通の利用促進事業、引きこもりの若者支援なども。
- ・社員数はフルタイム職員20名、パートタイム職員35名。

●プロジェクトゆうあいの観光大賞の受賞について

- ・島根県内の観光振興の取り組みの中で、23の団体の中からプロジェクトゆうあいが2018年度の観光大賞を受賞。バリアフリー観光推進の取り組みが高く評価された。バリアフリーまち歩き情報誌「てくてく日和」の定期発行は全国的に見ても稀な取り組み